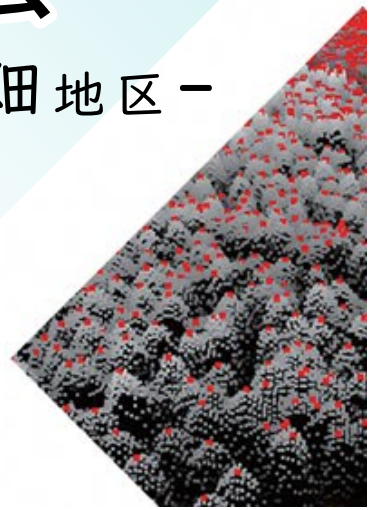







森林境界明確化事業説明会

－夜久野町畑地区－


令和８年９月１３日

福知山市

アジア航測株式会社

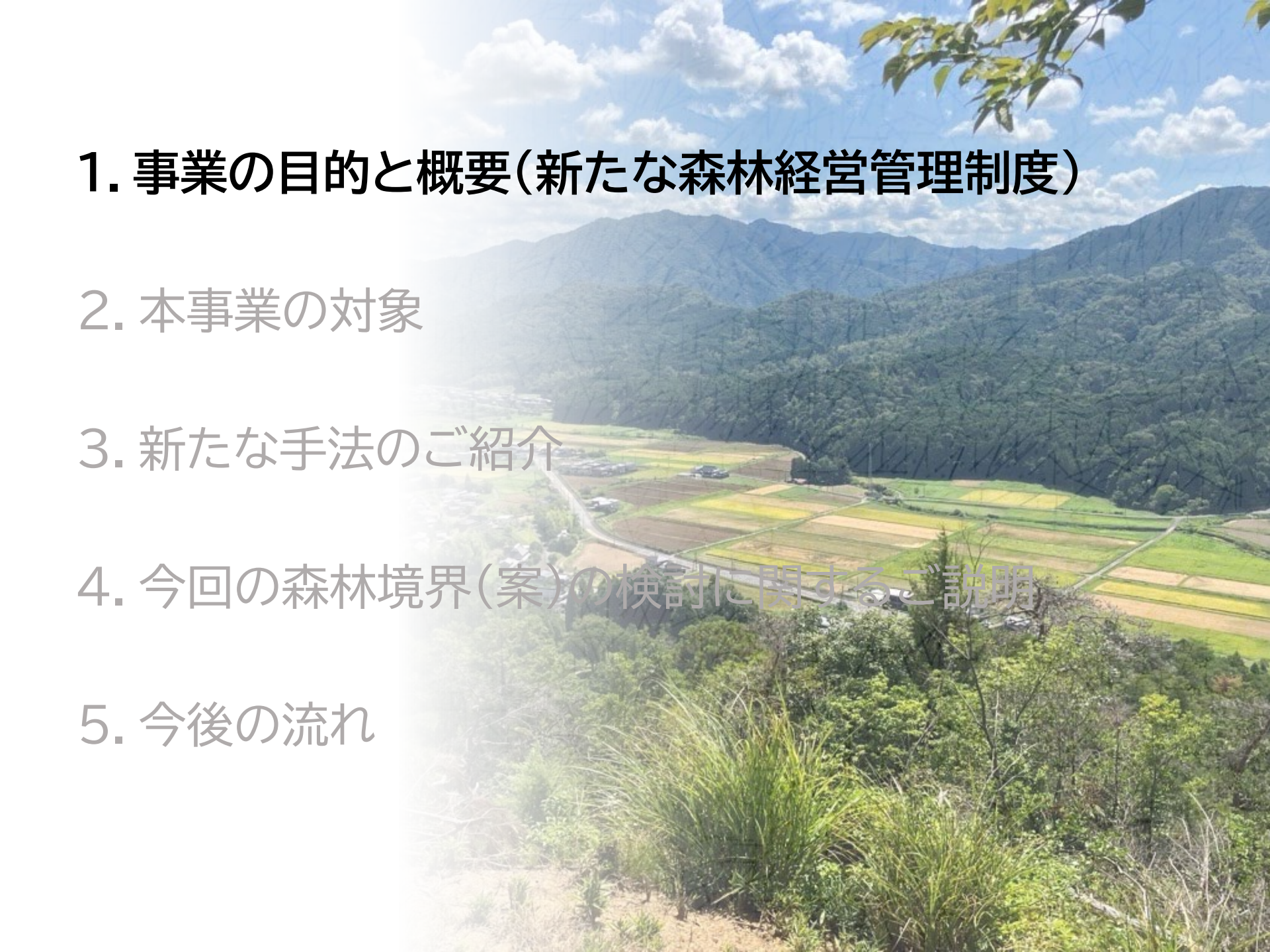
1. 事業の目的と概要(新たな森林経営管理制度)

2. 本事業の対象

3. 新たな手法のご紹介

4. 今回の森林境界(案)の検討に関するご説明

5. 今後の流れ



1. 事業の目的と概要（新たな森林経営管理制度）

2. 本事業の対象

3. 新たな手法のご紹介

4. 今回の森林境界（案）の検討に関するご説明

5. 今後の流れ

福知山市の森林・林業の現況と課題

「福知山市森林整備計画」より
（R8.3.23計画決定）

福知山市総面積	55,254 ha	
うち、森林面積	42,037 ha	森林率 76.1 %
うち、民有林面積	41,529 ha	
うち、人工林面積	19,955 ha	人工林率 48.1 %（府内平均）38 %

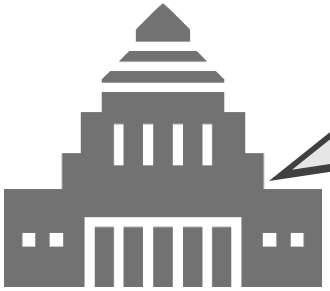
2020農林業センサス

福知山市では**所有森林面積１～3ha未満の小規模林家**が全体の**62.9%**を占めており、**全国平均56.5%**よりも高く、**細やかな森林が多い状況**にある。

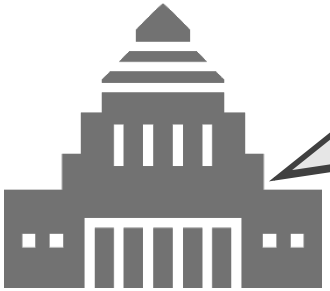
▶ **大規模・集約化した効率的な管理が難しい**という**特徴**

背景

森林経営管理法第3条－責務－　（平成31年4月施行）



森林所有者は、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、
経営管理を行わなければなりません。



市町村は、経営管理が円滑に行われるように
措置を講ずるよう努めるものとします。

▶ **『森林経営管理制度』　スタート**

『森林経営管理制度』　動画再生中

■事業のイメージ

現　状



林業事業体

このエリアは林業経営ができそうだなあ・・・

ただ、誰が、どこまで所有しているか分からない・・・

福知山市

このエリアは手入れをした方がよいなあ・・

ただ、台帳を元に手紙を送っても

あて先不明で返ってきてしまう・・・

森林の境界明確化

Aさん

Dさん

Bさん

Cさん

だれが、どこまでの木を

所有(管理)しているかが明確に！

だれが × どこまで

GOAL

＝ 所有者情報 と より正確な地図 を紐づけたい

・・・・

一方で、特に山林では・・・

森林簿

森林
計画図

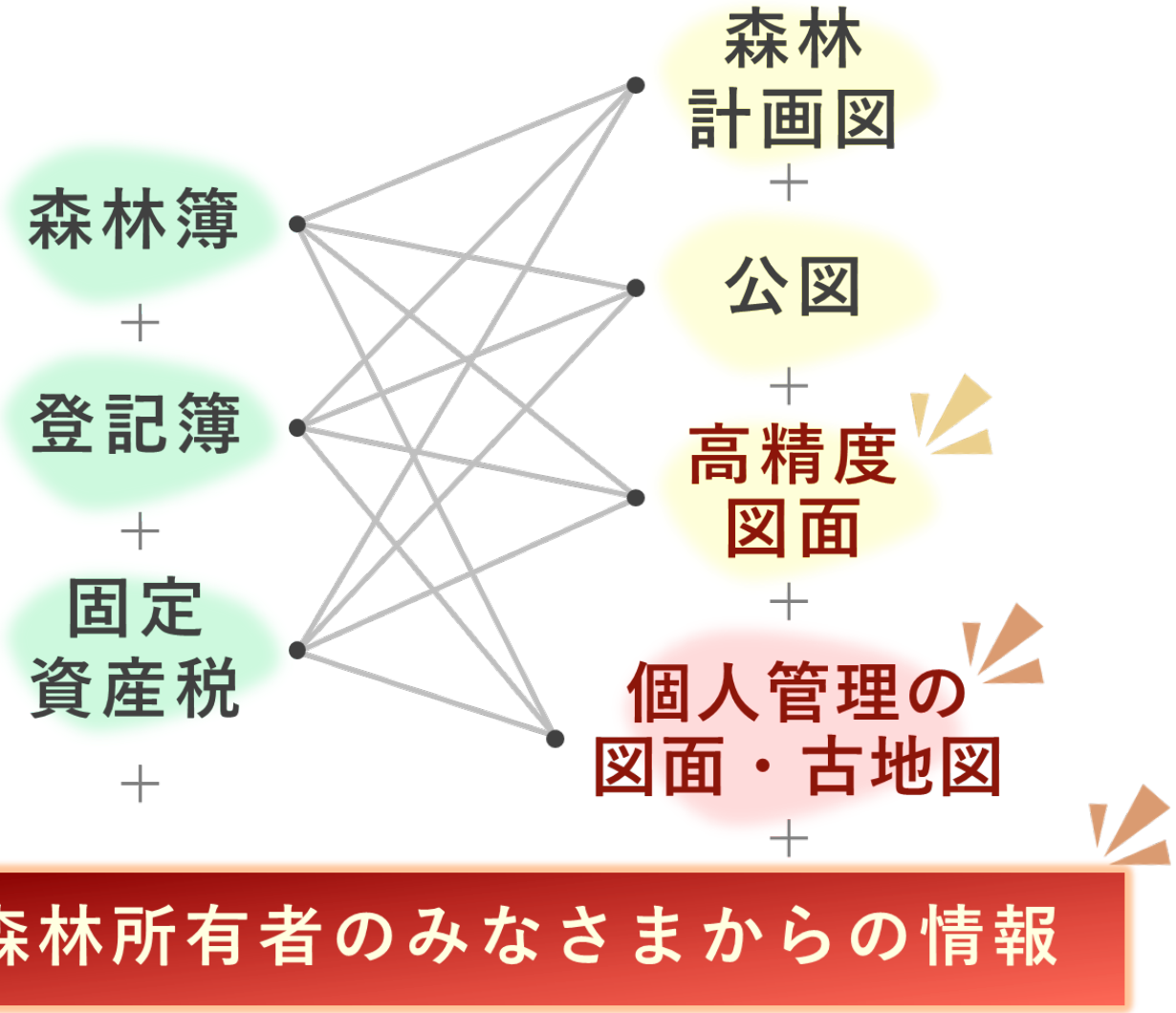
登記簿

固定
資産税

公図

情報の精度がさまざま かっ 正確に紐づけされていない

みなさまの情報を手がかりに、
より精度の高いデータベースを作ります。







R5

夜久野町 平野・板生地区 個別境界確認会の様子

山の中で現地立会を
お願いすることは
ありません

＠夜久野町ふれあいプラザ　研修室


個別境界確認会は、お一人ずつお話を伺い記録する
最も重要な説明会です。
11/13・14・15・16
金
土
日
月
@夜久野町ふれあいプラザ

もうひとつの目的

＝森林境界に関する所有者認識の保全

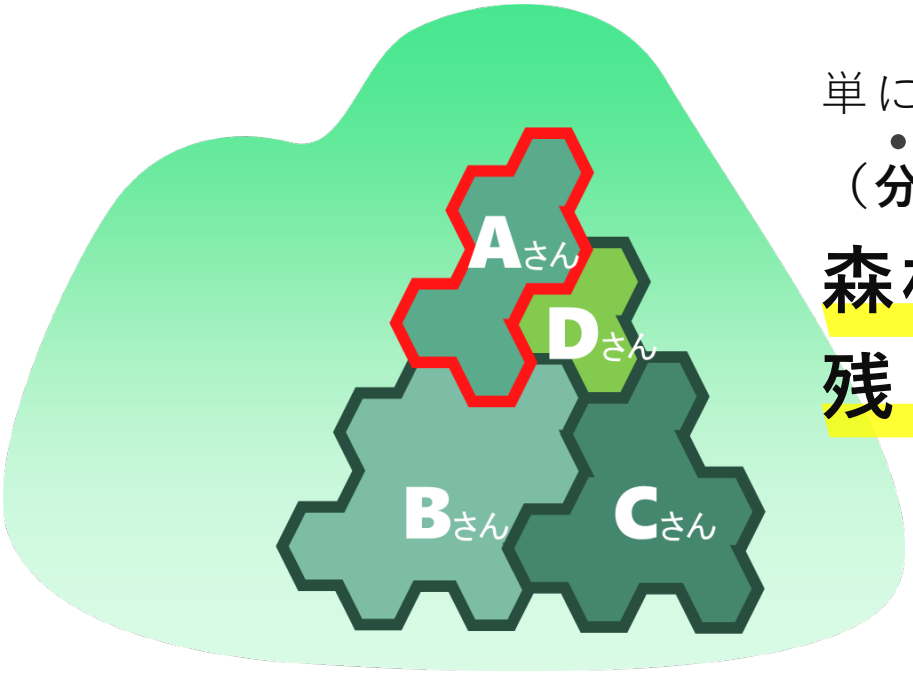
（保全：森林境界に関する情報を記録し保存・維持すること）

○田畑の場合



○森林の場合

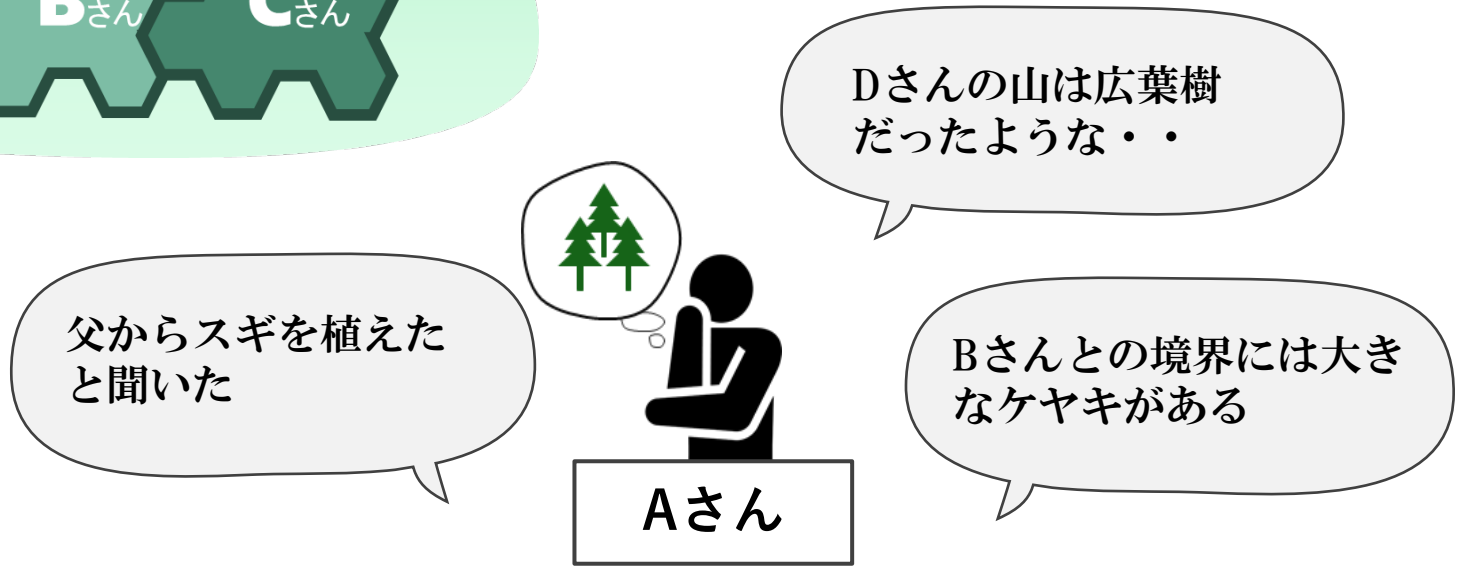




単に境界線を引くだけでなく、

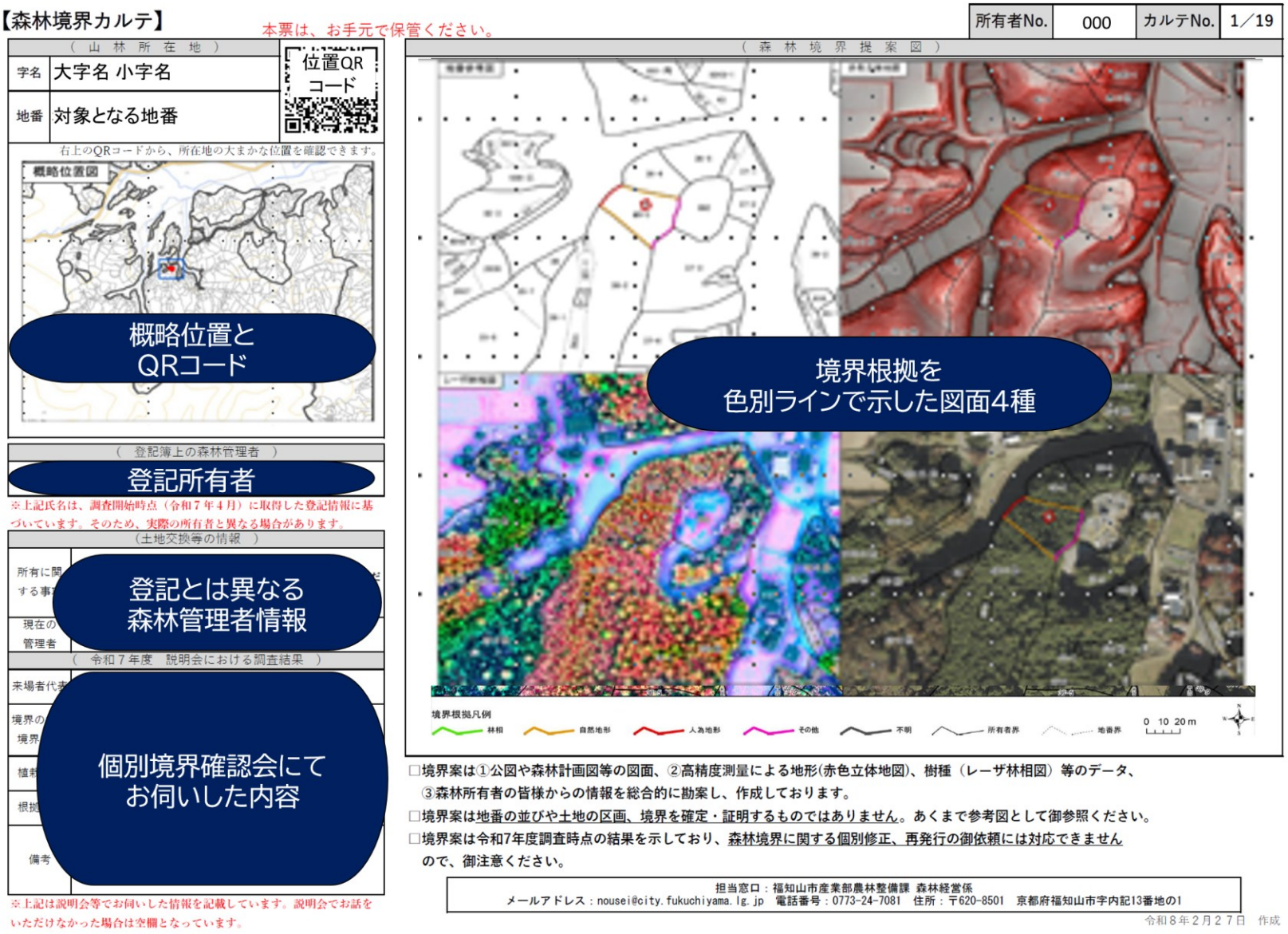
（分からないという事実を含め）

森林所有者の認識を記録し、残していくことが重要です。



完成地図と所有者ヒアリングの記録を森林境界カルテにまとめてお送りします。

■森林境界カルテ イメージ

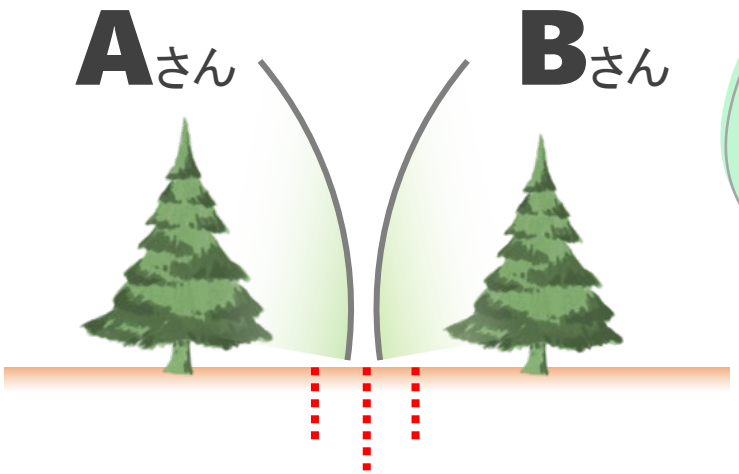


森林境界毎に１枚のカルテを作成します。

御留意いただきたいこと

この事業は、**地籍調査**ではありません。

▶ この事業の目的は、立木(＝地上物)の所有者界を明らかにすることです。



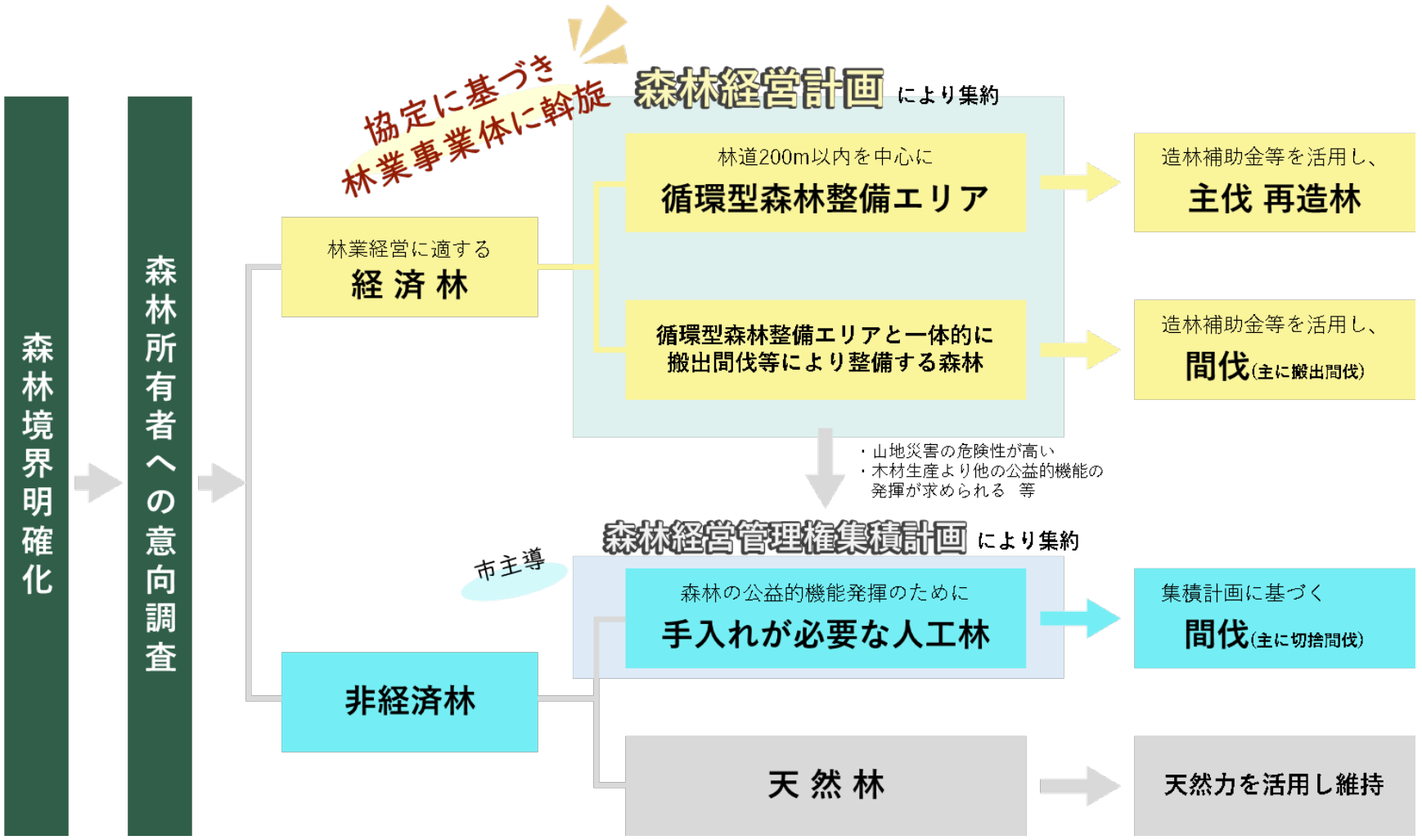
2本の木の間に、所有権の境界があることが分かればOK！
土地の正確な境界線（赤い破線）を引くことが目的ではありません。

したがって、

- 完成した図面を元に、**法務局の登記情報（所有者や地積）や公図、固定資産課税台帳**が**変更されることはありません。**
- 完成した境界案は地番の並びや土地の区画、境界を**法的に確定・証明するものではありません。**参考図として御使用ください。

ふくちやま版

森林経営管理制度について



福知山市循環型森林整備推進協定



JForest
福知山地方森林組合

伊東木材株式会社

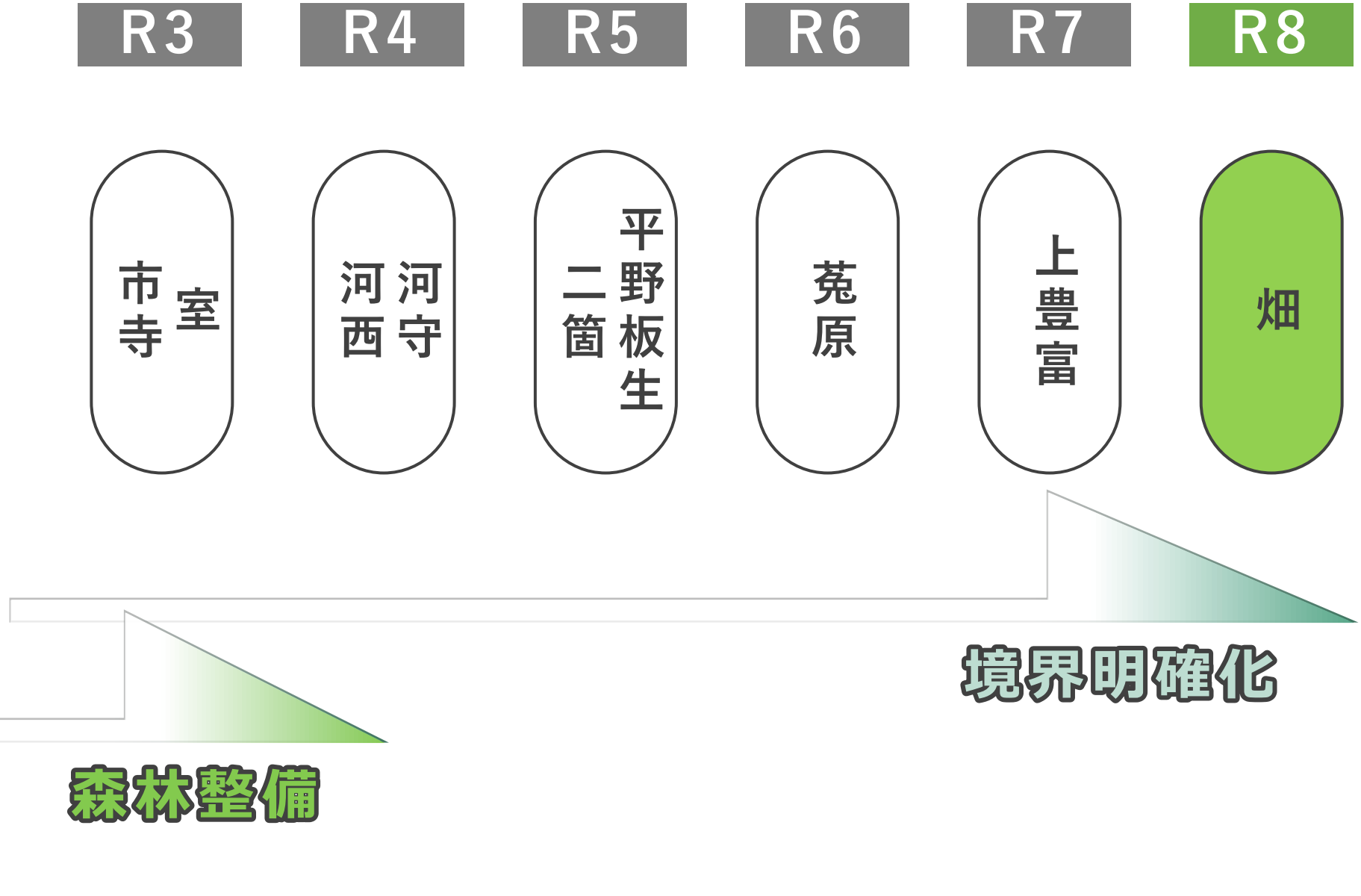
Before



第１地区目
市寺地区



今秋 再造林へ
(少花粉品種)


R3
R4
R5
R6
R7
R8
室
市
寺
河
守
河
西
平
野
板
生
二
箇
菟
原
上
豊
富
畑
境界明確化
森林整備



1. 事業の目的と概要（新たな森林経営管理制度）

2. 本事業の対象

3. 新たな手法のご紹介

4. 今回の森林境界（案）の検討に関するご説明

5. 今後の流れ

範囲図（自治会）



※自治会の範囲は参考範囲を示しています

範囲図（林班）


421
420
422
419
423
418
417
424
429
416
425
430
428
415
414
413
431
427
426
412
411
432
410
福知山市
居母山
富岡山
愛宕山
N
0
1
2
3
4 km

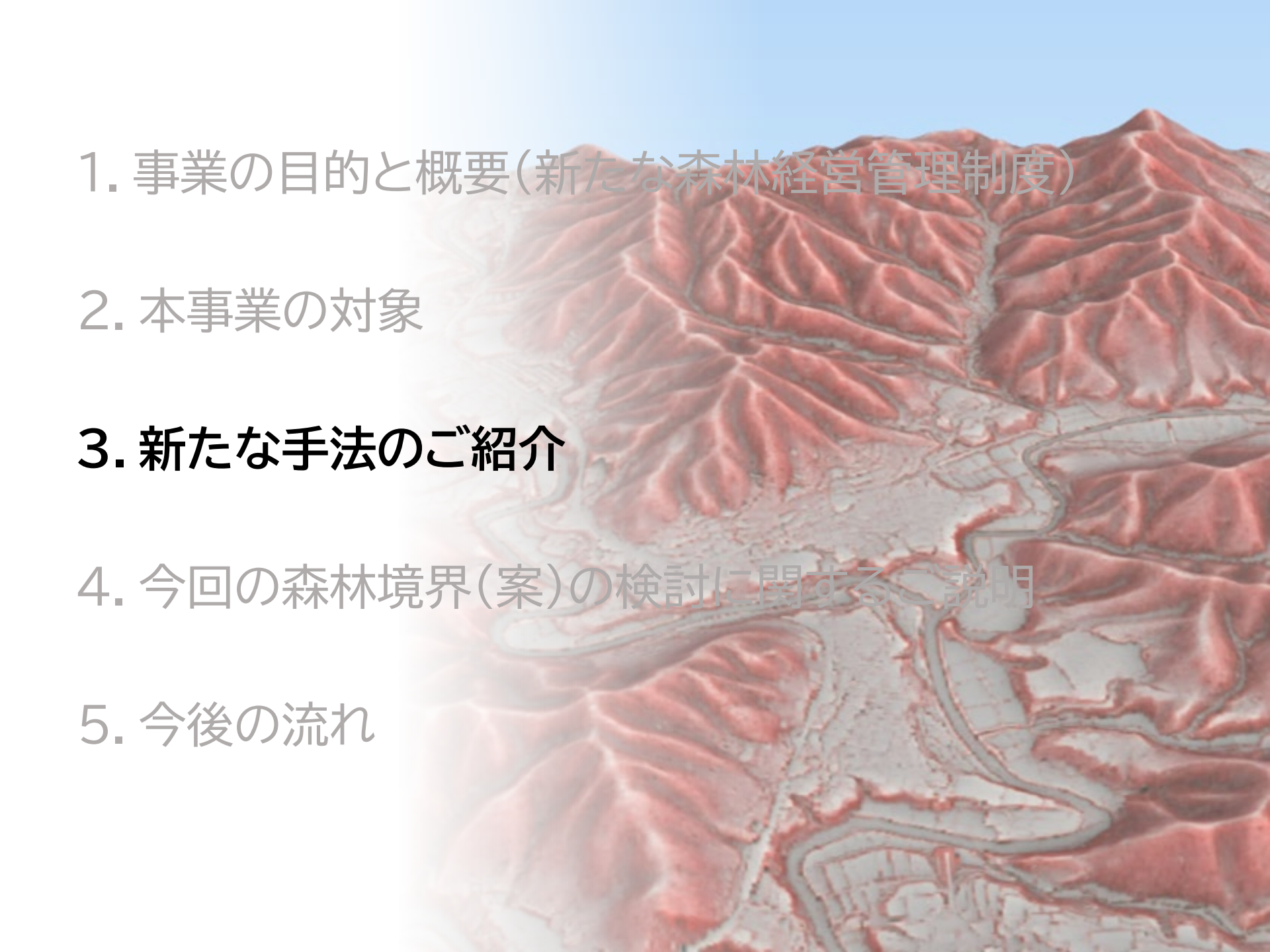
1. 事業の目的と概要（新たな森林経営管理制度）

2. 本事業の対象

3. 新たな手法のご紹介

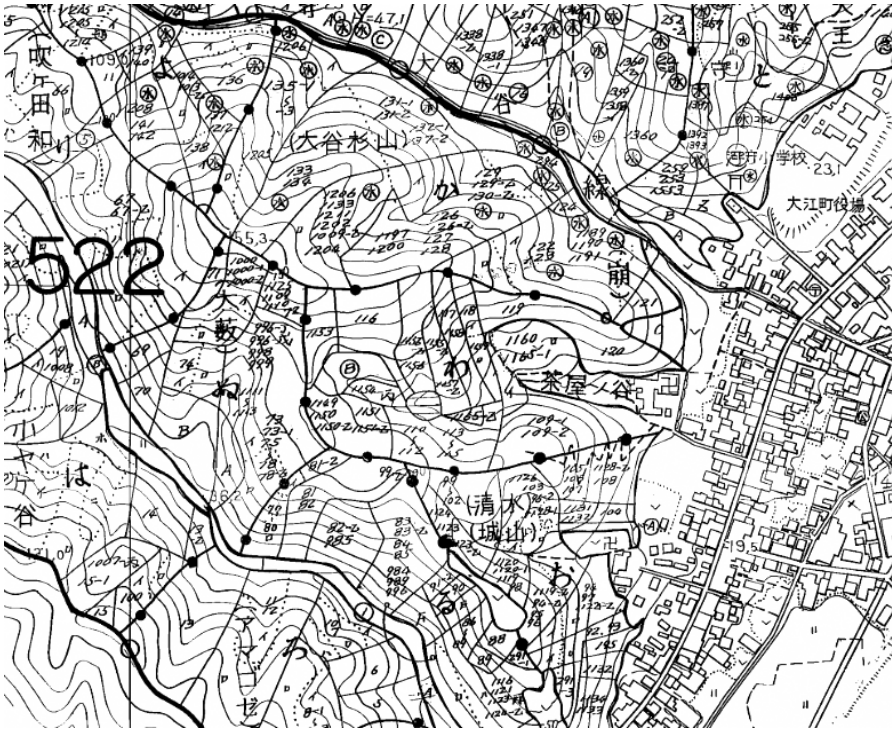
4. 今回の森林境界（案）の検討に関するご説明

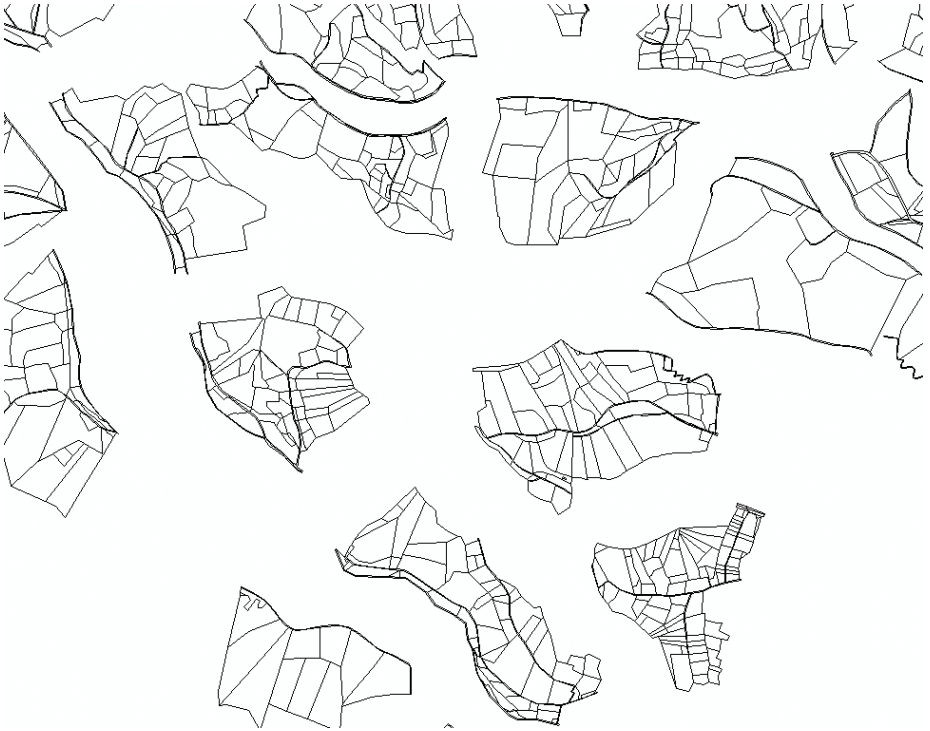
5. 今後の流れ



■ 従来の手法

- 森林計画図、公図、航空写真等を用いて境界を確認
 これらの図面は情報が少なく現地立会が必須でした。
 図面の精度から、現地との対比が困難な場合もありました。



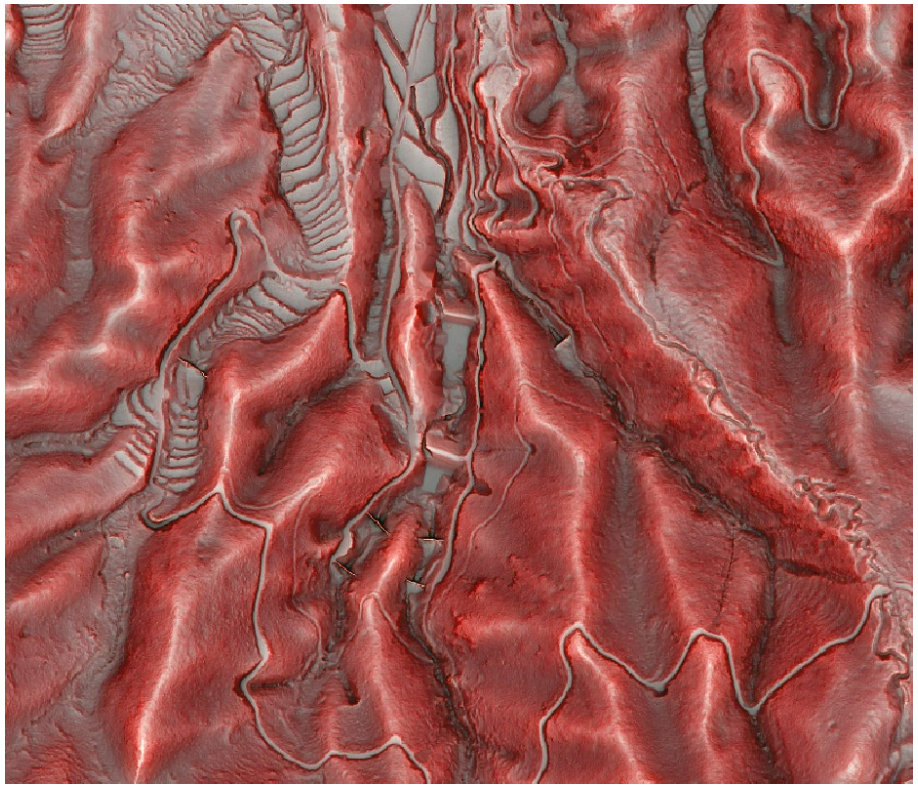


森林所有者の高齢化、世代交代に伴う不在村化が進んでいます。
そのため、現地立会が難しくなりつつあります。
従来手法による森林境界の確認は、年間で1事業あたり数10ha程度が一般的です。
市全域の境界の把握に、500年以上を要する計算です。

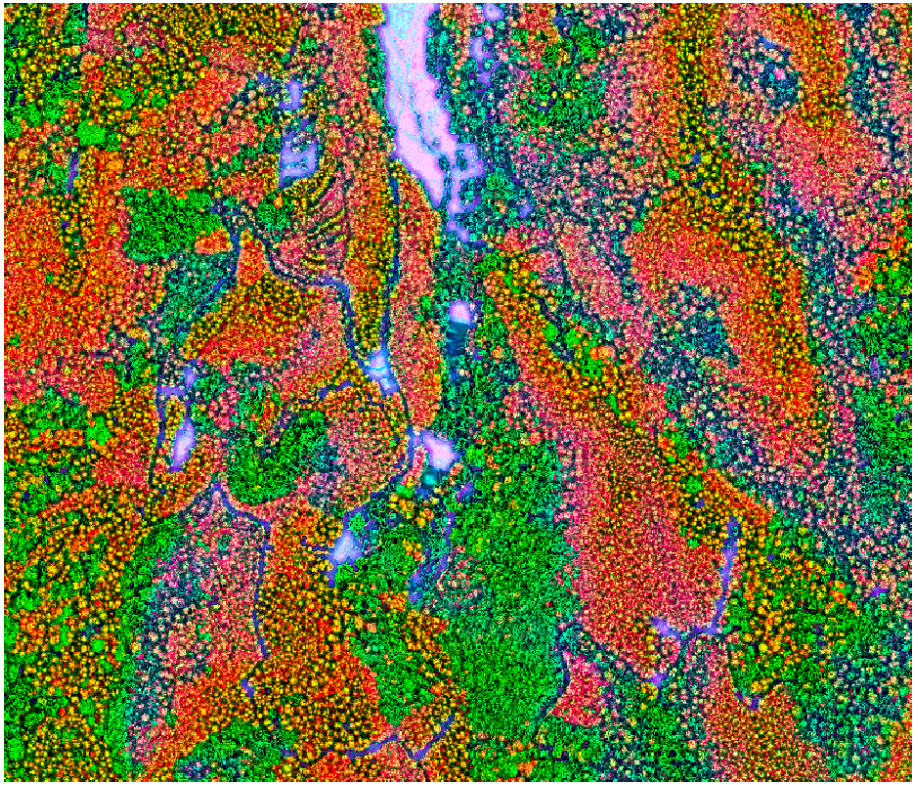
■　新しい技術を用いた森林境界(案)の作成

■解決策
「**地形に立体感をもたせた地図**」や「**樹木を色分けした地図**」といった、最新の地図を作成して山の見える化を実現しました。
原則として、現地立会なく森林境界(案)を作成します。

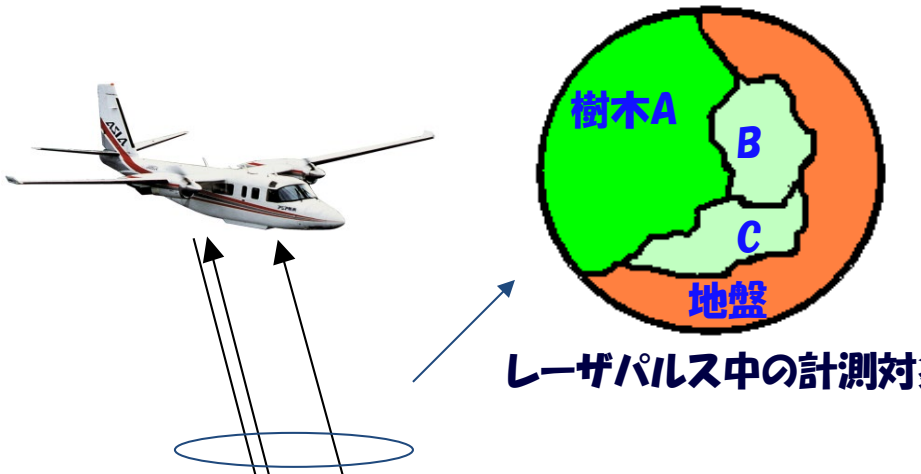
【赤色立体地図】



【レーザ林相図】



■ 新しい地図は、航空レーザ測量により作成しました



レーザパルス中の計測対象

ファーストパルス

樹木A

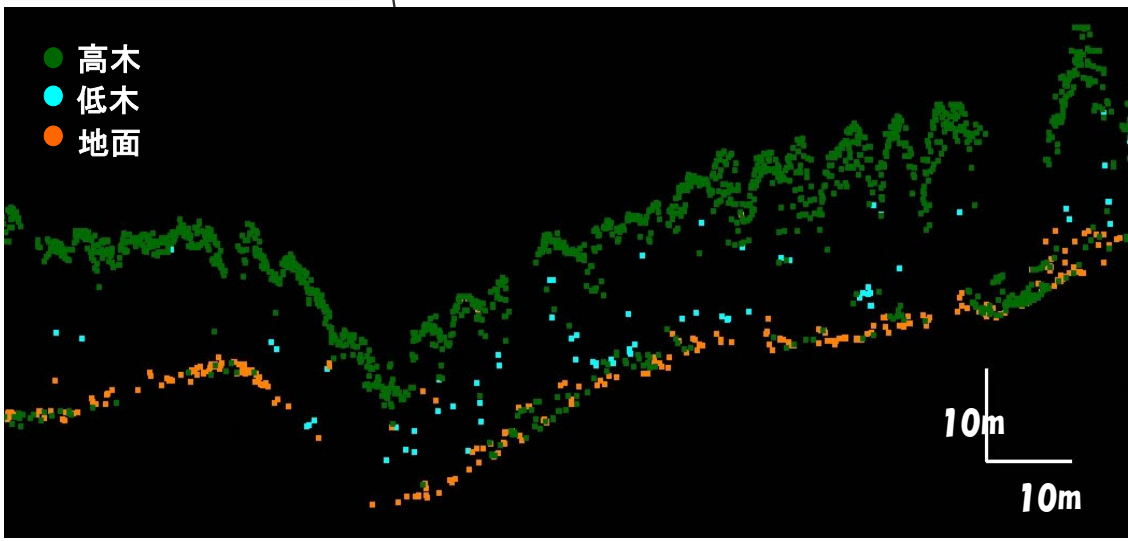
中間パルス
（セカンド、サード）

ラストパルス

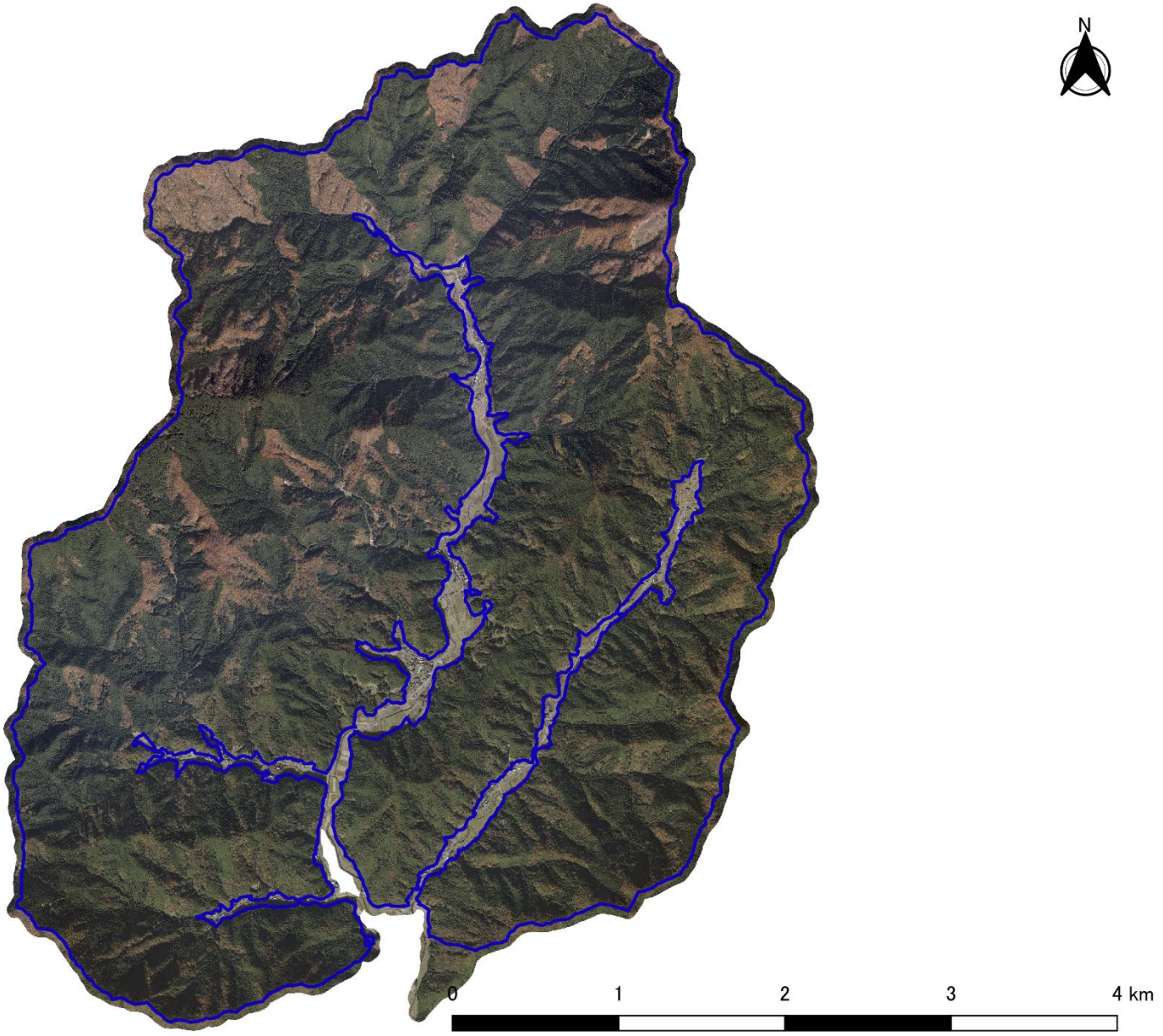
樹木B、C

地盤

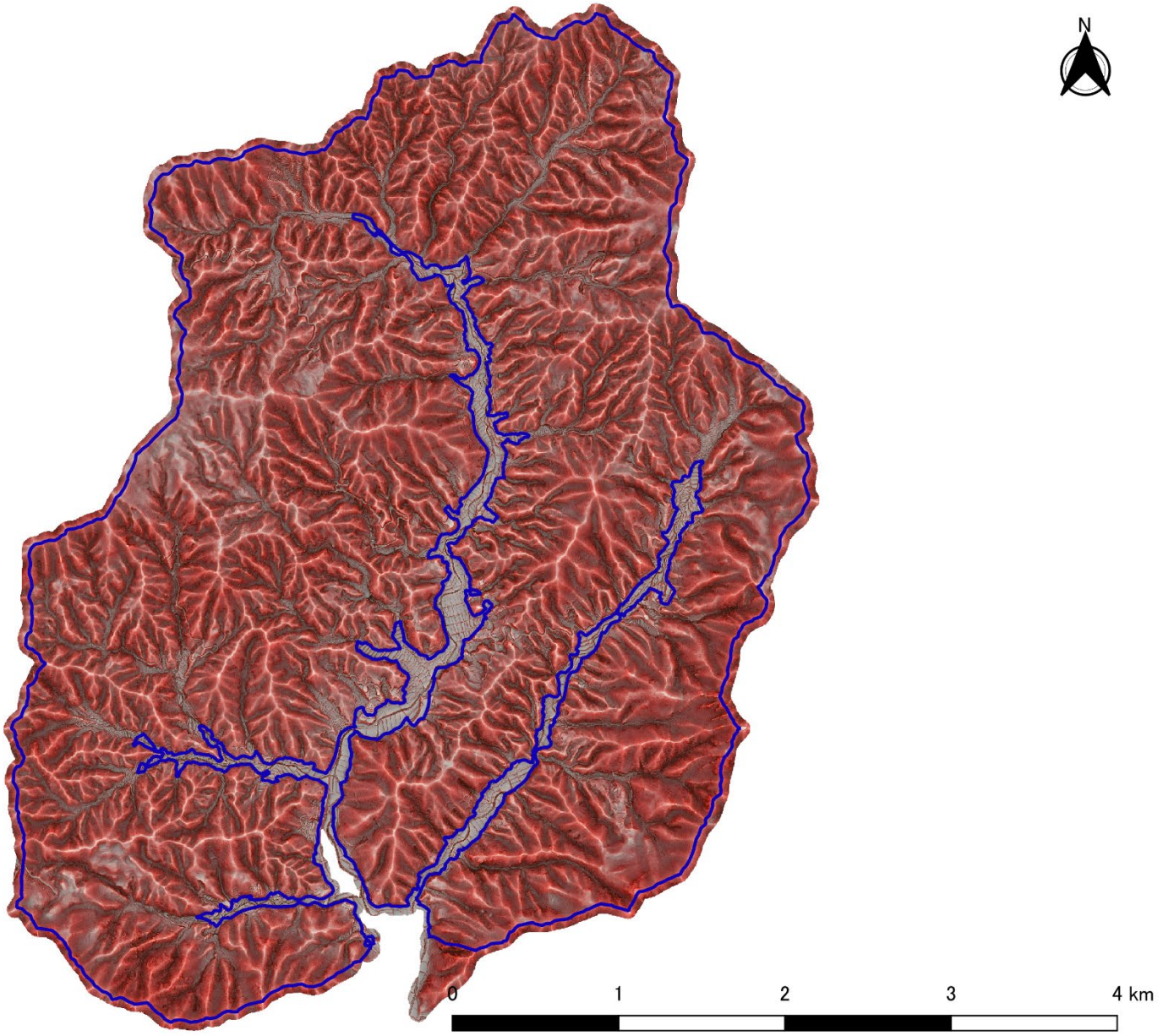
樹冠表層面の高さ情報だけでなく、林内の情報も取得



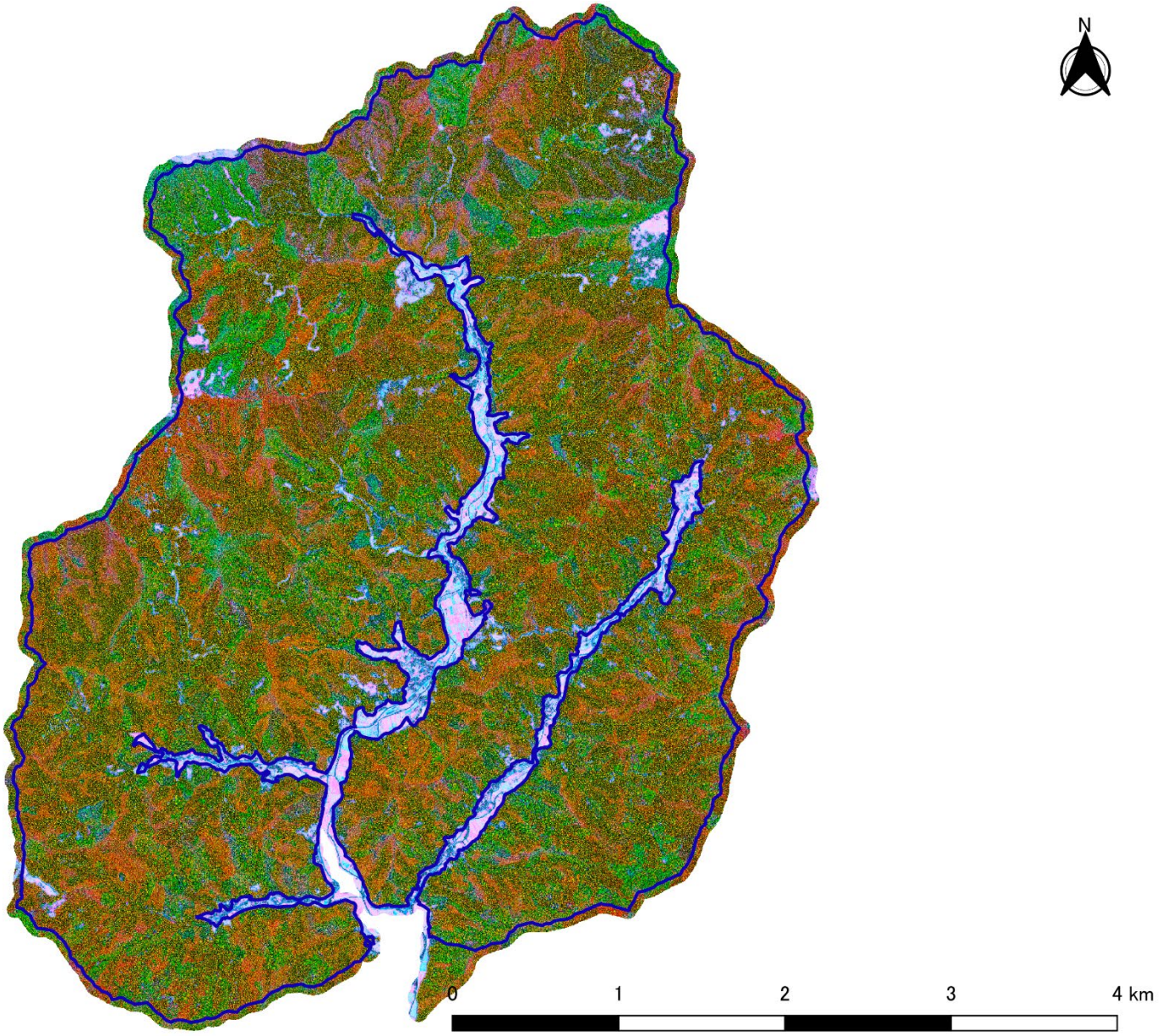
当該地区の航空写真（令和４年撮影）



当該地区の赤色立体地図（令和４年計測）

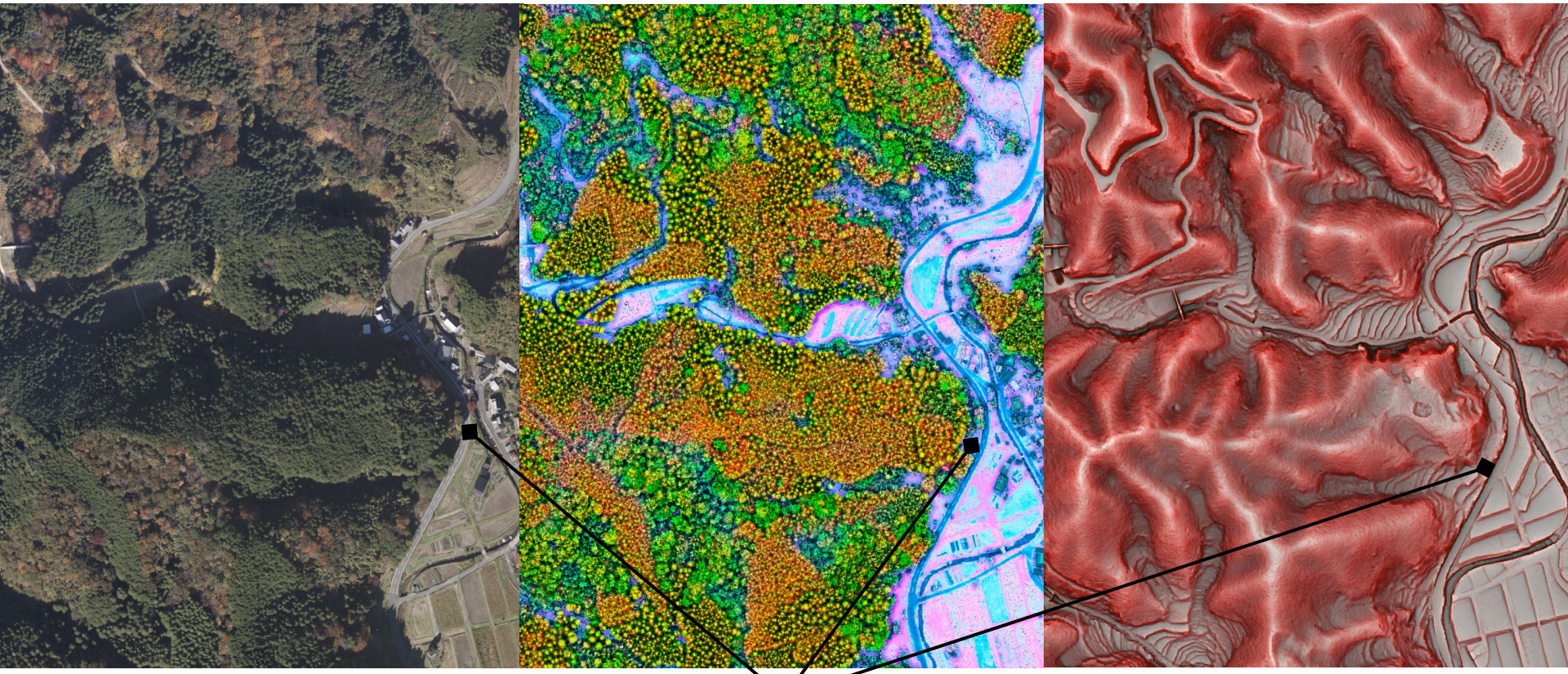


当該地区のレーザ林相図（令和４年計測）



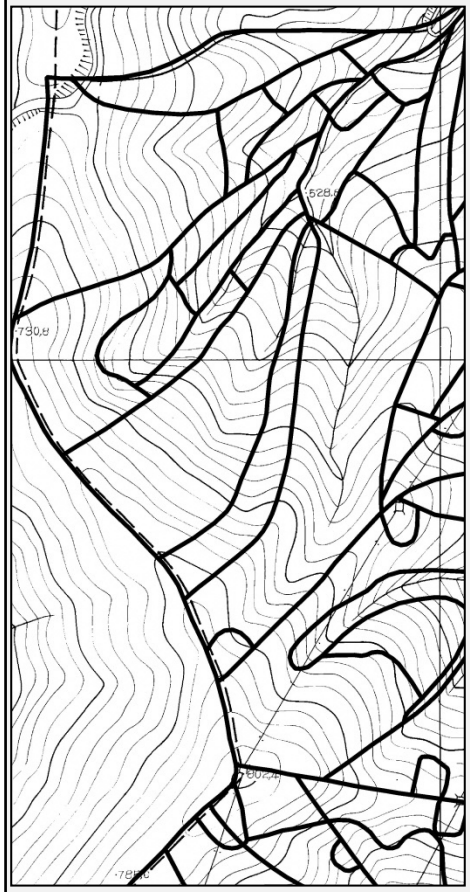
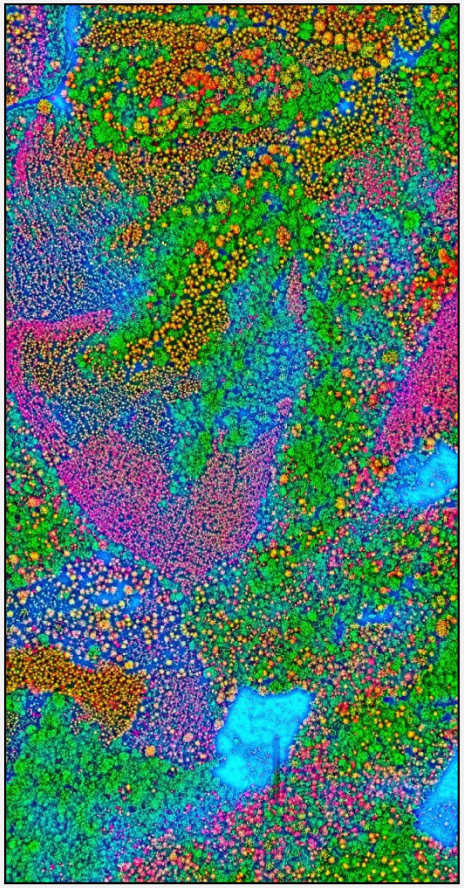
■　航空写真・レーザ林相図・赤色立体地図　比較

航空写真　　レーザ林相図　　赤色立体地図



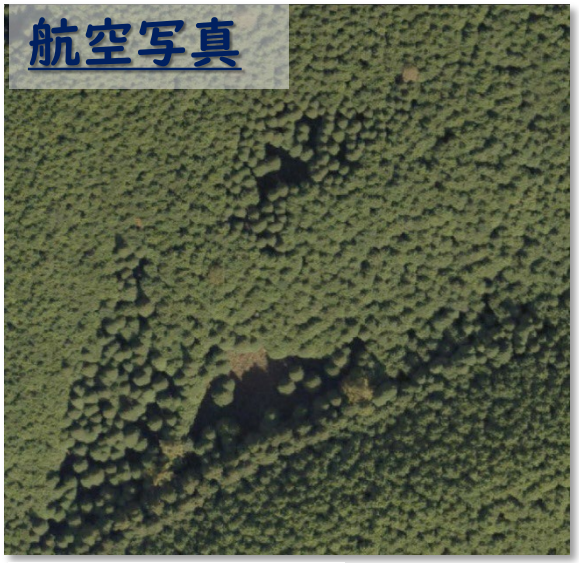
柿本バス停

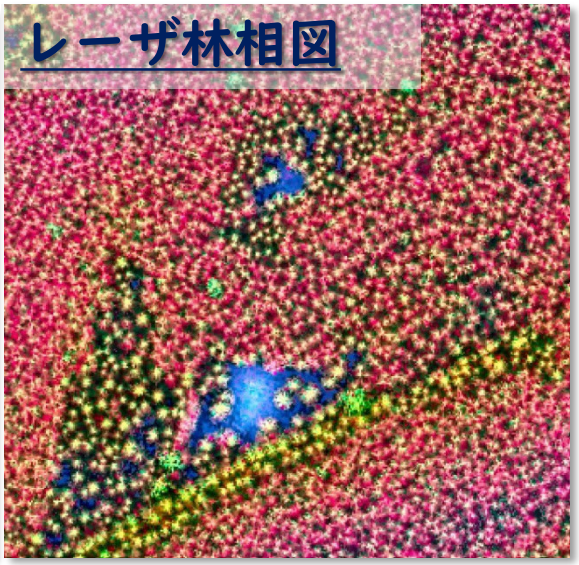
■ 森林境界(案)の作成に用いる地図

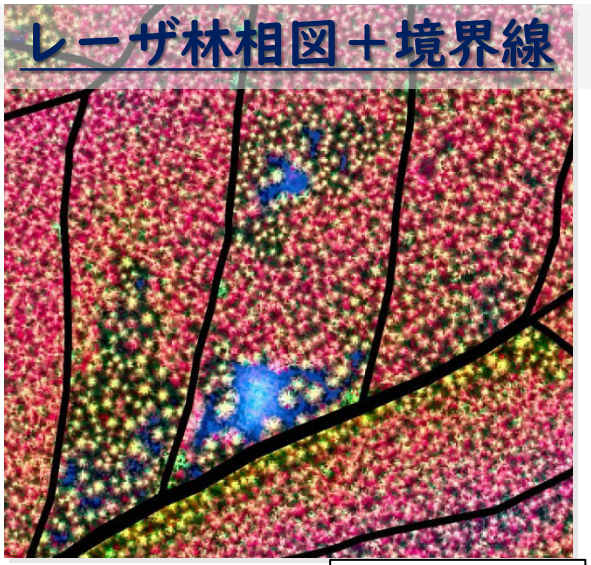
森林計画図 (現況把握)	赤色立体地図 (地形判読)	レーザ林相図 (林相判読)	航空写真図 (現況把握)
民有林の種別や **境界を示す地図**	尾根谷、里道等、 **地形が見える**図	樹種が色分けされた**林相が見える図**	**森林の現況が見える**航空写真図
			

■ レーザ林相図

- 航空写真ではわかりづらい、樹種・林相（樹木の大小、配置など）を、視覚的に把握できる図面です。
- 境界に植えられた特徴的な樹木（境界木）なども確認できます。







ー 境界線
（国土調査後）

列状境界木





境界確認用に
植えられたマツ

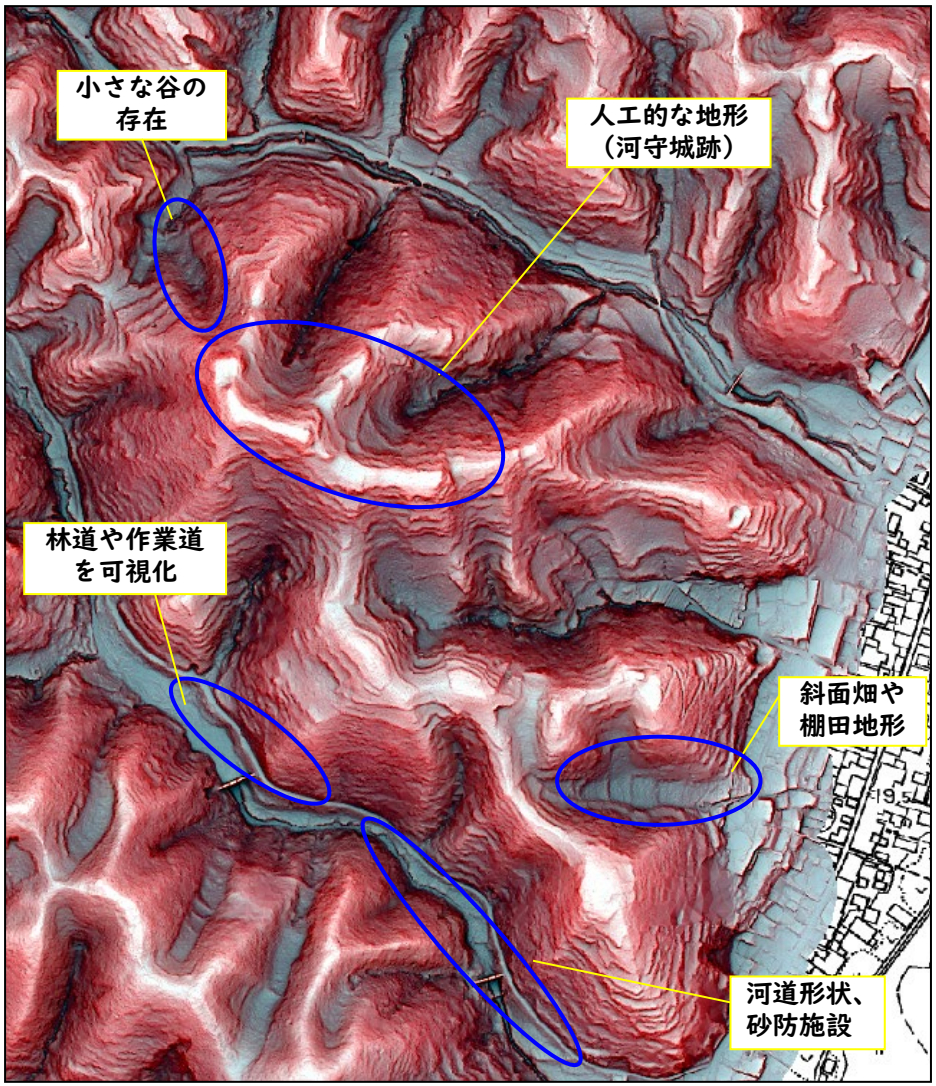


列状境界木
（2列のスギ）

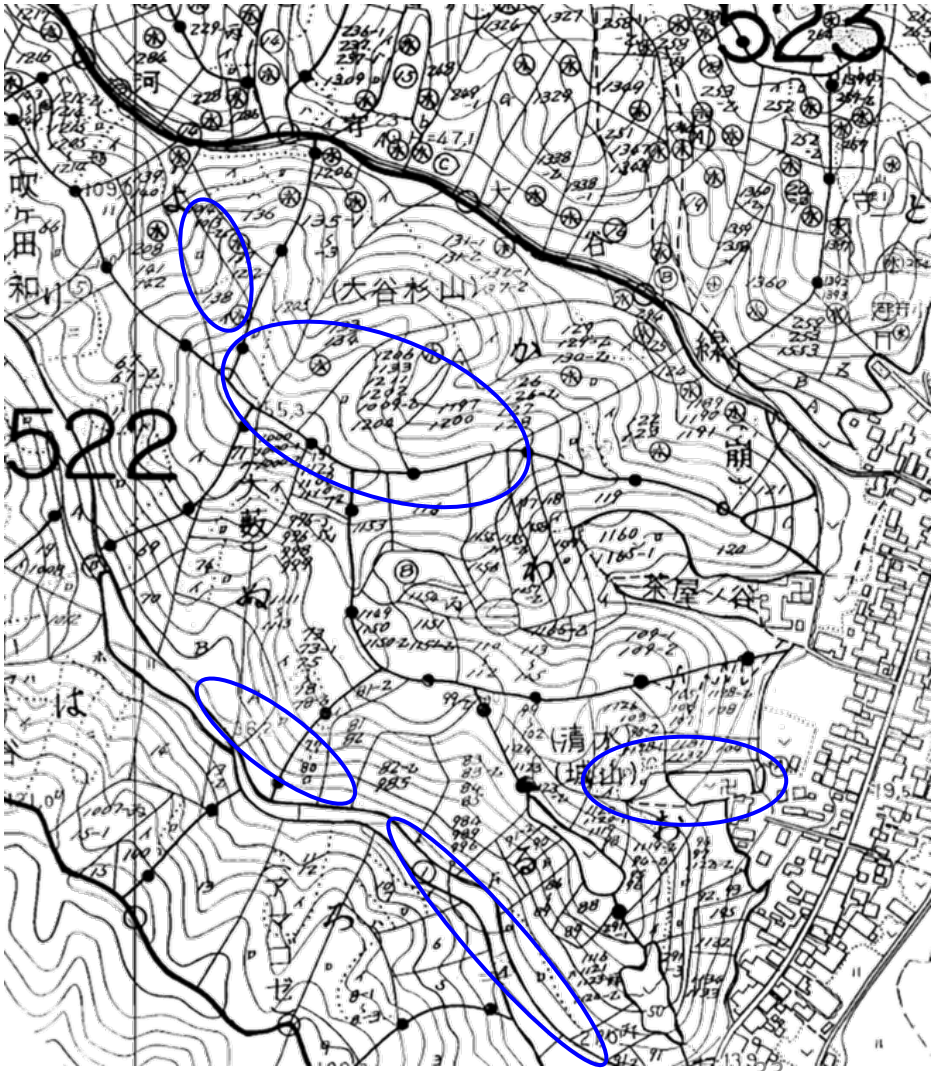
■ 赤色立体地図

- 森林境界の検討にあたって等高線ではわからなかった、細かい尾根や谷、作業道といった、微地形の位置を正確に表現できます。

レーザ計測による赤色立体地図

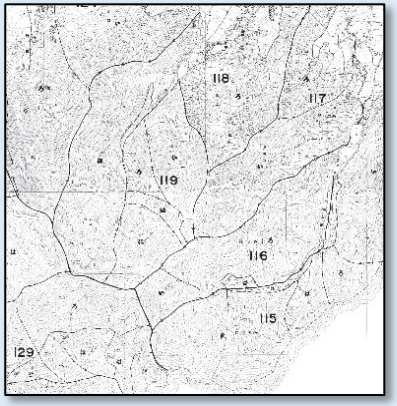


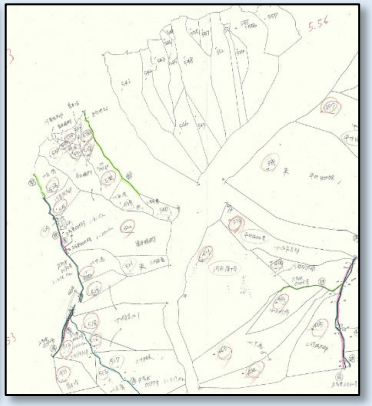
森林計画図（同区域）



■ 森林境界(案)の作成手順

森林簿と森林計画図　登記簿と公図



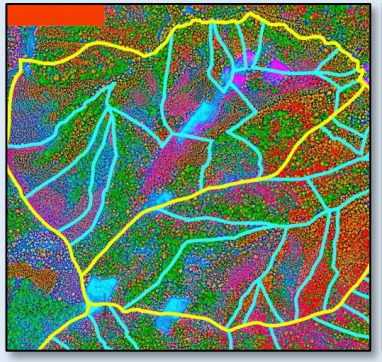


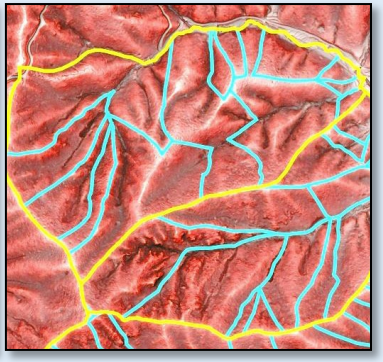
・森林計画図、公図を用いて各筆の位置検討をします。
・位置がわからない筆は、聞き取りなどを通じて把握します。

その他参考情報

・地積測量図
・保安林台帳附属図
・施業履歴図
etc.

林相、地形の情報

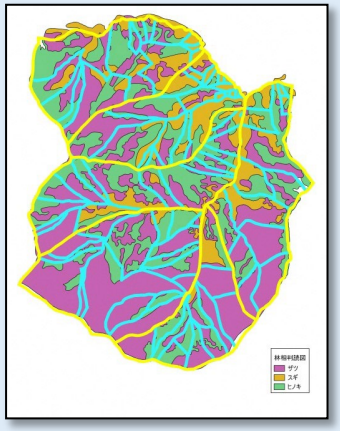




・林相や地形を確認し、森林境界（素案）を作成します。

森林所有者の情報

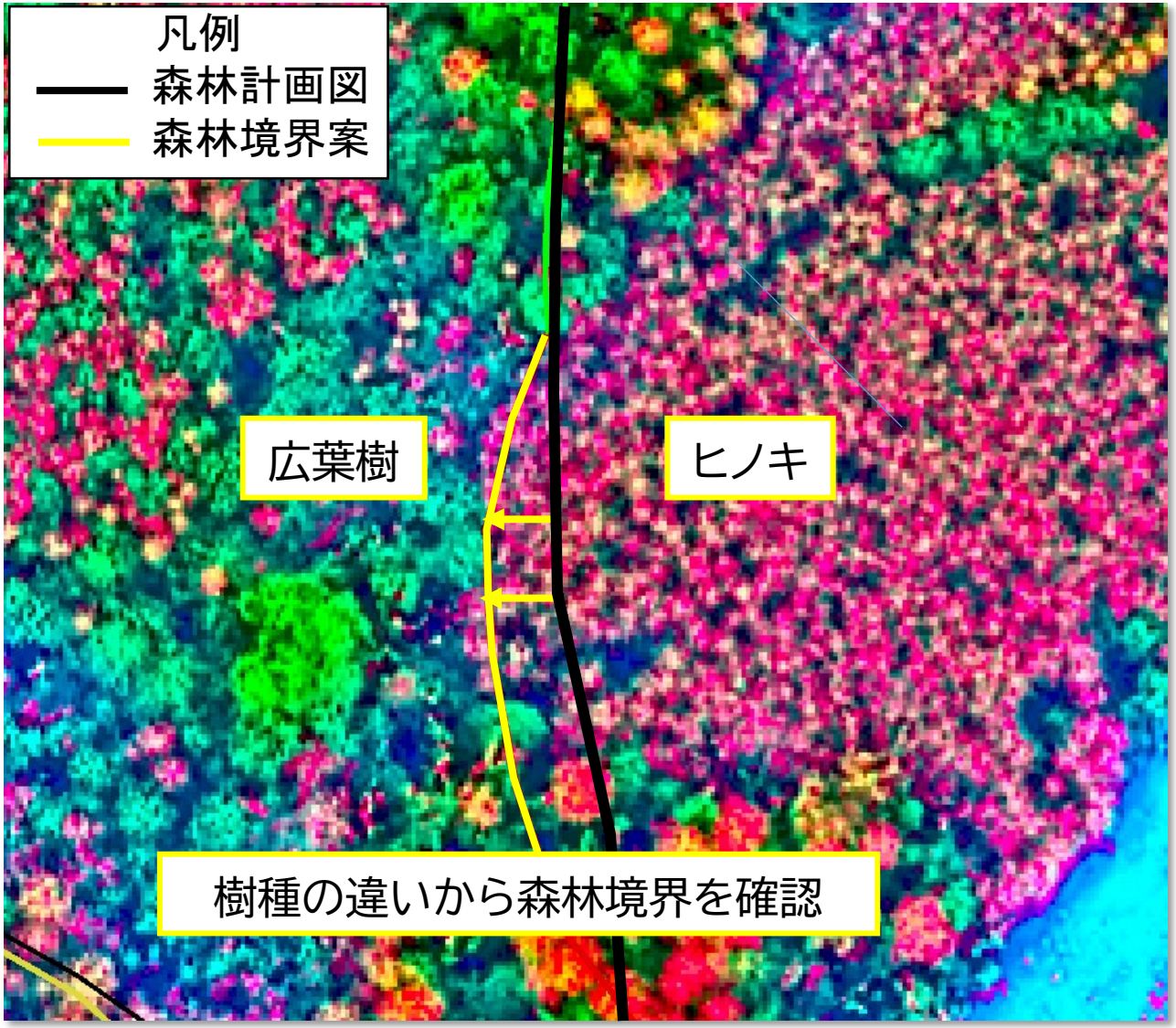
森林境界（案）



・個別境界確認会にて確認し、森林境界（案）を作成します。

■ 森林境界(案)の確認手法

レーザ林相図から樹木の生え方の違いを確認し、森林境界（案）作成



森林境界に沿って列状に植えられたスギ（列状境界木）



■ 森林境界(案)の確認手法

地形・地物を参考に森林境界を確認



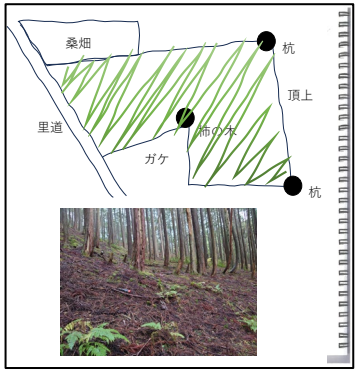
■ 森林境界(案)の参考とする根拠情報

境界（案）の確認にあたって教えて頂きたい情報

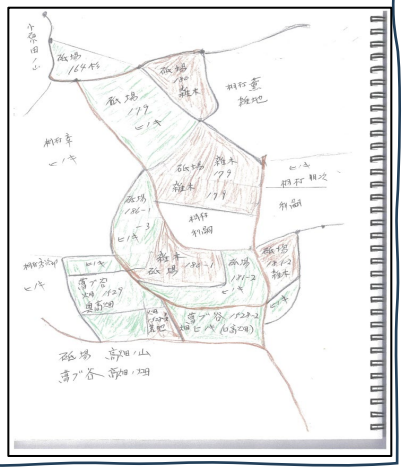
分類	内容
自然地形	尾根・谷・河川・岩
人為地形	里道・水路・田・畑・（林道・作業道）
林相	樹種・木の大きさ・境界木・列状木
その他	地積測量図など根拠資料があるもの 所有者からの証言があるもの 赤色立体地図やレーザ林相図以外が根拠資料になるもの
不明	上記の根拠が該当せず、根拠不明のため森林計画図に準じた場合

根拠となる資料イメージ

▼境界のヒントになる手書き図面と写真



▶植栽状況が分かる図面



1. 事業の目的と概要（新たな森林経営管理制度）

2. 本事業の対象

3. 新たな手法のご紹介

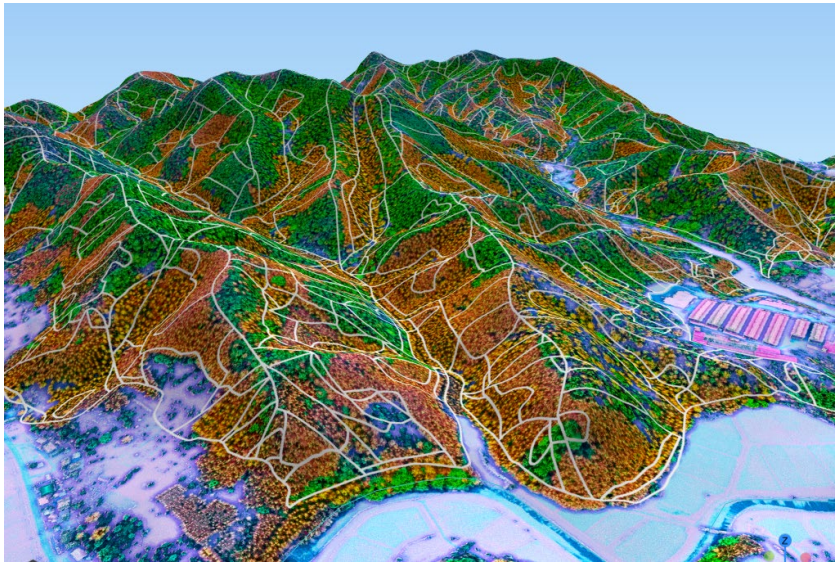
4. 今回の森林境界（案）の検討に関するご説明

5. 今後の流れ

■　森林境界(案)とは

・森林境界（案）は、森林を**管理していくための境界（案）**です。
・木の種類や植えた時期の違いや尾根や谷の地形から、**木を植栽した所有者を把握**します。
・森林所有者が森林管理を市に委託するのか、自ら経営管理をしていくのかの、**意向を確認する際に参考とする境界（案）**です。
・森林の持ち主を明確にするものであり、**土地境界や登記等に影響を与えるものではありません。**

※市に委託した場合でも、自ら森林の管理ができなくなるわけではありません。

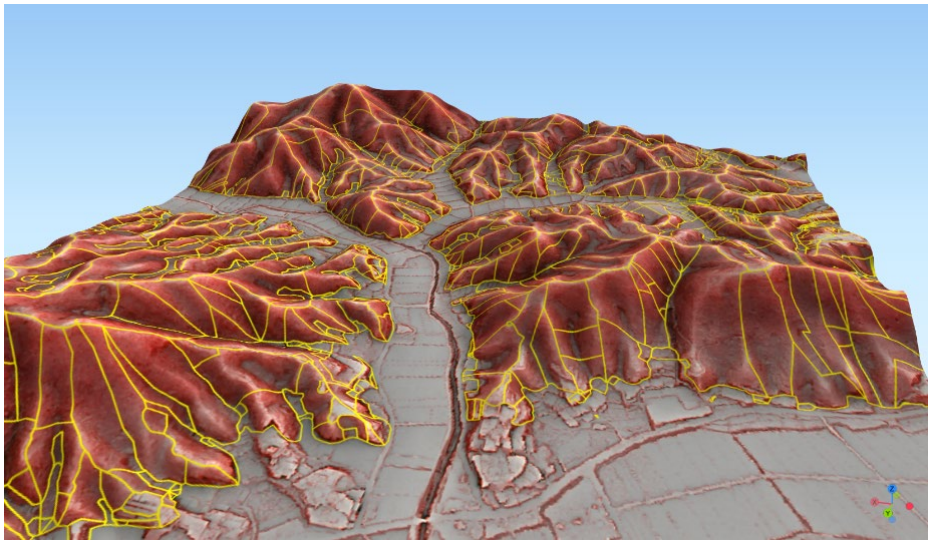


森林境界(案)

■ 森林境界(案)とは

・案内送付時に「地番リスト」を同封しています。

・地番リストに記載している地番であっても今後調査を進めるにあたり本事業の対象外の土地になる場合がございます。



森林境界(案)

地番リスト

令和７年度　上豊富地区森林境界明確化業務

当リストはお手元に保管ください

登記所有者：No.　　登記所有者氏名

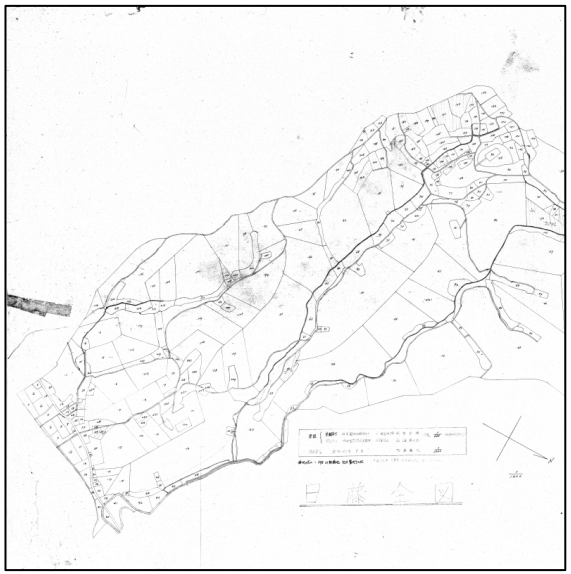
サンプル

No	所有森林地番	No	所有森林地番
1			
2			
3			
4		24	
5		25	
6		26	
7		27	
8		28	
9		29	
10		30	
11		31	
12		32	
13		33	
14		34	
15		35	
16		36	
17		37	
18		38	
19		39	
20		40	

■　資料借用のお願い

- 境界（案）の確認にあたって以下のような根拠となる資料があれば、些細な情報でも構いませんので、ご貸与をお願いします。
- 本日お持ちいただいている方は、コピーを取らせていただきたいため、受付のスタッフにお声かけの程お願いいたします。

・所有する森林の位置を示す地図や書き置き
・植栽した樹木の種類が分かる書類や伝聞
・植林地の様子を示す写真
・地域に残る古地図
・独自に調査された地番図
・売買契約書　　等



参考：独自に調査された地番図

■質問等の受付
赤色立体図やレーザ林相図の図面を研修室に用意しています。
近くのスタッフまでお声がけください。

■ 委任状について

- 所有する森林について、行ったことがない等で境界について全く把握していない場合は、親族や親戚、知人または本業務を実施する福知山市へ、「境界確認」を委任できます。
- 委任状は市より送付した案内に同封させていただいております。

①自分ではなく、森林境界の確認を代理で聞いてほしい方がいる場合 ➡ 委任状『**代理人に委任**』を選択

②森林境界について全く分からないため、市に境界確認を一任したい場合 ➡ 委任状『**福知山市長に委任**』を選択

【委任状をお持ちの方】

受付の委任状受取スタッフにご提出いただきますようお願いいたします。内容を確認させていただきます。

【委任状をお持ちでない方】

本日提出されたい方はスタッフにお声掛けください。受付にて委任状を準備させていただきます。

※押印欄はサインでも問題ございません



サンプル

所有する森林境界についてお分かりでない方で、
代理人・市に「森林境界確認」を委任したい場合、①~④を記入し提出お願いします。

登記所有者 No. 1
登記所有者名 福知山 太郎 様 ※令和８年４月末時点の「登記所有者名」

森林境界案確認委任状

私は、所有山林地番について、福知山市が作成した森林境界確認を以下の者に委任します。

①記入日：令和 8 年 8 月 7 日

②委任する「代理人」または「福知山市長」の選択：□に「✓チェック」を入れ、必要事項を記入

どちらかに✓

☑ 代理人に委任

※「代理人に委任」を選択された方は、右欄の代理人の氏名、登記所有者から見た代理人との関係、代理人の電話番号、代理人の住所を御記入ください。

代理人の氏名・カナ	【氏名】福知山 次郎　【カナ】フクチヤマ ジロウ
登記所有者から見た代理人との関係	※あてはまる内容に「✓チェック」を記入 □ 配偶者　□ 親　□ 子・養子　□ 孫（ひ孫） □ おじ・おば　☑ 兄弟姉妹・義兄弟姉妹 □ その他親族・知人（　　）
代理人の電話番号	【自宅】 0773-●●-●●●● 【携帯】 090-123-4567
代理人の郵便番号住所	〒 620-●●●● 住所 京都府福知山市●●●1234 番地５

□ 福知山市長に委任　（福知山市産業政策部　農林業振興課）

③当委任状を記入している方：別紙「森林境界案確認委任状について」の記入方法を参考に記入

今後案内等の送付先変更	※今後案内等の送付先として希望する内容に「✓チェック」をお願いします。 ☑ 以下の内容に送付を変更する　□ 印字内容（封筒宛名）のままでよい		
記入者の郵便番号	〒620-8501 〒 5●●　－●●●●	※封筒の宛先を、あらかじめ印字しています。修正がある場合は下段に記入の程お願いします。	
記入者の住所	福知山市字内記 13 番地の 1 大阪府●●市●●●111-1		
記入者の氏名	福知山太郎 福知山 一郎	押印欄 認印・サイン可	サインでも OK 印
記入者の電話番号	【自宅】072-●●●-●●●● 【携帯】090-123-9876		

④登記所有者と当委任状を記入している方の関係：あてはまる内容に「✓チェック」を記入

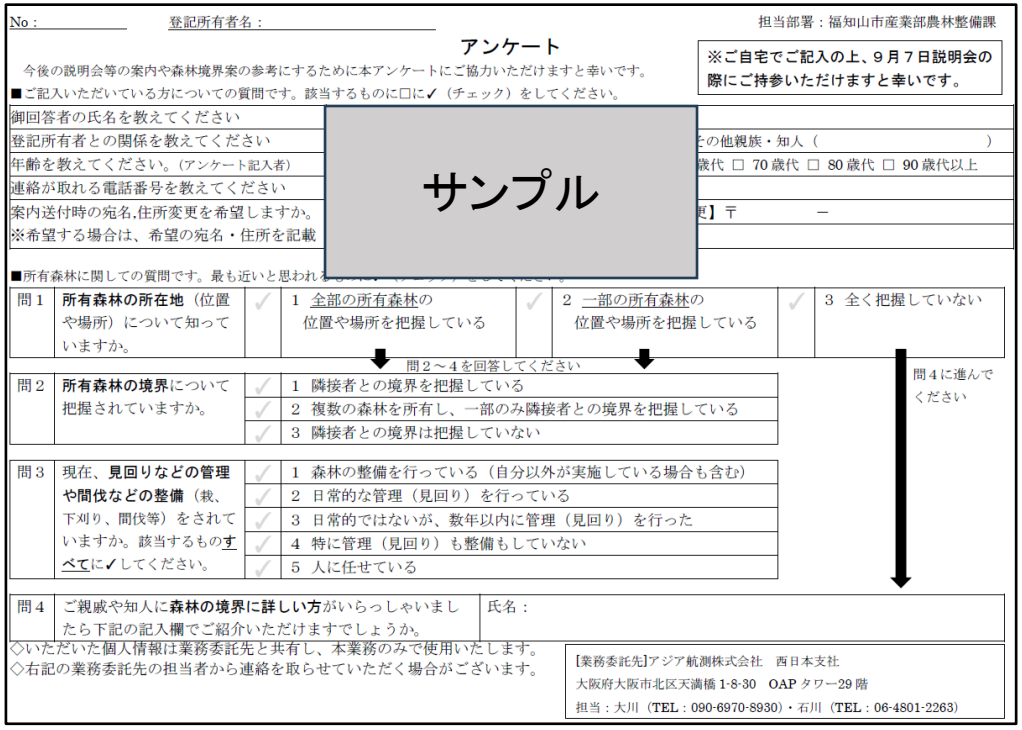
登記所有者から見た記入者との関係	□ 本人　□ 配偶者　□ 親　☑ 子・養子　□ 孫（ひ孫） □ おじ・おば　□ 兄弟姉妹・義兄弟姉妹 □ その他親族・知人（　　）

備考：

■ アンケートについて

- 本日アンケートを受付にて回収させていただいております。
- まだ提出がお済みでない方は説明会終了後、受付までご提出をお願いいたします。
- 本アンケートの内容から森林境界に詳しいと判断した方に対してご連絡させていただく可能性がございます。

◇記入方法について質問等がある場合は、スタッフまでお声がけください。



No：　　登記所有者名：　　担当部署：福知山市産業部農林整備課

アンケート

※ご自宅でご記入の上、９月７日説明会の際にご持参いただけますと幸いです。

今後の説明会等の案内や森林境界案の参考にするために本アンケートにご協力いただけますと幸いです。

■ご記入いただいている方についての質問です。該当するものに□に✓（チェック）をしてください。

御回答者の氏名を教えてください	
登記所有者との関係を教えてください	その他親族・知人（　　）
年齢を教えてください。（アンケート記入者）	歳代 □ 70 歳代 □ 80 歳代 □ 90 歳代以上
連絡が取れる電話番号を教えてください	
案内送付時の宛名,住所変更を希望しますか。	更】〒　　－
※希望する場合は、希望の宛名・住所を記載	

サンプル

■所有森林に関しての質問です。最も近いと思われる

問１	所有森林の所在地（位置や場所）について知っていますか。	✓	1 全部の所有森林の位置や場所を把握している	✓	2 一部の所有森林の位置や場所を把握している	✓	3 全く把握していない

問２～４を回答してください

問２	所有森林の境界について把握されていますか。	✓	1 隣接者との境界を把握している
		✓	2 複数の森林を所有し、一部のみ隣接者との境界を把握している
		✓	3 隣接者との境界は把握していない
問３	現在、見回りなどの管理や間伐などの整備（枝、下刈り、間伐等）をされていますか。該当するものすべてに✓してください。	✓	1 森林の整備を行っている（自分以外が実施している場合も含む）
		✓	2 日常的な管理（見回り）を行っている
		✓	3 日常的ではないが、数年以内に管理（見回り）を行った
		✓	4 特に管理（見回り）も整備もしていない
		✓	5 人に任せている

問４に進んでください

問４	ご親戚や知人に森林の境界に詳しい方がいらっしゃいましたら下記の記入欄でご紹介いただけますでしょうか。	氏名：

◇いただいた個人情報は業務委託先と共有し、本業務のみで使用いたします。
◇右記の業務委託先の担当者から連絡を取らせていただく場合がございます。

[業務委託先]アジア航測株式会社　西日本支社
大阪府大阪市北区天満橋 1-8-30　OAP タワー29 階
担当：大川（TEL：090-6970-8930）・石川（TEL：06-4801-2263）

■　ご親族が所有されている山林の有無の確認について

- 登記簿情報等から説明会の案内状を送付していますが、**住所不明などの理由から案内が送付できていない登記所有者**がいます。
- 対象範囲内で親族（父・母、祖父・祖母 など）が所有する山林があるのではないかと思われる方は、説明会終了後、受付スタッフにお声がけください。
- 住所不明の方のお名前を確認していただくことができます。

1. 事業の目的と概要（新たな森林経営管理制度）

2. 本事業の対象

3. 新たな手法のご紹介

4. 今回の森林境界（案）の検討に関するご説明

5. 今後の流れ



■今後の流れ

業務内容の説明	令和8年9月13日(日)
聞き取り調査、 資料収集、現地確認	令和8年8月～9月頃
第1回個別境界確認会	令和8年11月13日(金)～16日(月) お一人ずつ境界案の確認・調整
第2回個別境界確認会	令和9年1月15日(金)～18日(月) 境界案の最終確認
森林境界(案) カルテの送付	令和9年3月～ 作成した森林境界（案）を確認いただき、意向調査および森林整備事業を進めることに同意をお願いします。なお本同意は、境界（案）に対して、異論や主張を妨げるものではありません。
森林整備事業検討	令和9年度以降～

■個別境界確認会の流れ（令和７年度状況）

①受付



②境界確認



③登録内容確認



①受付：登記所有者名、来場者名や連絡先等の確認をさせていただきます。

②境界確認：確認ブースは複数設けておりますが、全てのブースが埋まるとお待ちいただく時間が発生します。

③登録内容確認：境界確認で登録した内容に誤りがないかを確認します。

目指す姿



林業を盛り上げ、美しい森林を次世代に繋いでいくためには、森林の所有状況を明確にすることが第一歩です。
今回作成する森林境界（案）は、**森林整備の検討に活用する基礎資料**です。
市としては林業的利用を積極展開していきたいと考えています。

※法務局の管轄である、登記情報や公図・地籍図等に影響を与えるものではありません。

※ただし、本成果品を基に、京都府が管轄する森林簿情報の修正等が行われることがあります。



ご清聴ありがとうございました